## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 情報伝達、避難計画等に関する事項

	<u> 避難計画等に関する事項</u>							
項目		現状と	ルを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に	中野区 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	<ul> <li>杉並区</li> <li>・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。</li> <li>・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。</li> <li>・都からの情報をさらに的確に受ける仕組みが必要である。</li> </ul>		関東地方整備局	東京都  ・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・区長による避難勧告等の確実・迅速な発令を支援するため、区長に対し直接防災情報を提供することを検討する必要がある。
①洪水時における河川管理者か	<b>濫合除情報等を直接区市町村長</b>	今後の具体的な	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	: •FAX及びメール以外の仕組みを検討する。 •東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。			・区と調整し、防災情報を区長に直接伝達する仕組み (ホットメール)を構築していく。(建設局)
		H 3 0	(ホットメール)を構築した。	み(ホットメール)を構築した。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み (ホットメール)を構築した。 ・都からの情報を的確に受けるため、FAX及びメール以 外の仕組みについて、引き続き検討する。			・防災情報を区長に直接伝達する仕組みを構築した。本 取組を辞退している区市もあるため、引続き対象全区市 の参加を求めていく。(建設局)
らの情報提供等		題と課	況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を 要する場合がある。	要する場合がある。	況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を 要する場合がある。			・水防災総合情報システムをとおし、水位計や雨量計の情報を区に提供している。(建設局) ・区防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援をさらに行っていく必要がある。(建設局)
	B 洪水予報河川、水位周知河川 及びその他河川において、避難勧 告等の発令判断の支援のための 情報を区市町村避難勧告部署等 へ伝達できる仕組みを検討する。	な取組後の具体的	<ul><li>・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。</li><li>・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための</li></ul>	めの防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。 ・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための			<ul><li>・区市町村と調整し、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(建設局)</li><li>・区市町村と調整し、防災情報を区防災担当部署等に</li></ul>
	(避難勧告等の発令判断の支援)			防災情報を区市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。				直接伝達する仕組みを構築した。(建設局)
	- 洪水予報河川と水位周知河川を	ひと課	イムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。	し、作成した。 ・洪水に関する避難勧告等の詳細な発令基準や対象区	・降雨状況により急激に水位変化をもたらす都市部の河川において、タイムラインの必要性について検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流 タイムライン(拡大試行版)の運用に際		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する避難準備、避難のための立ち退き勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該区長に代わって実施する。(総務局)
②避難勧告等発 令の対象区域、 判断基準等の確 認(水害対応タイ ムライン)	中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水時における。	後の具は	<ul><li>・避難勧告着目型タイムラインの作成にむけて、避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準について、検討する。</li><li>・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。</li></ul>	・タイムライン及び発令基準等について、更に実効性を 検証する。	地域防災計画改定時に見直しを検討していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。		・避難勧告着目型タイムラインの作成について既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区の取組を支援していく。(建設局、総務局)
		3	<ul><li>・避難勧告着目型タイムラインの作成にむけて、避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準について、引続き検討する。</li><li>・地域防災計画に定めている発令基準等について引続き見直し検討していく。</li></ul>		しを進めている。 ・タイムラインの必要性については、「避難勧告発令マニュアル」の中で検討する。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大施行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参		・引き続き、タイムラインの情報を共有するなど、区の取組を支援していく。(建設局、総務局)
	・河川水位や河川監視用カメラ等 のリアルタイム情報について住民 等への周知方法を確認し、洪水情 報や避難情報等が住民へ確実に 伝達される取組を検討する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、 簡易な方法により水害危険性を周	状と舞	公開している。	タイムに情報公開している。 ・防災行政無線で、気象情報及び河川情報を放送している。 ・水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴する。	・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。 ・登録制災害・防災情報メールにて「河川水位情報」(警戒水位超過など)や「雨量情報」(基準値超過情報など) を電子メールでお知らせしている。 ・区ホームページ・登録制防災情報メール・電話応答 サービス・電話通報サービスなどを活用している。	て、洪水警報の危険度分布を気象庁 ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を防		・東京都水防計画にて洪水予報、水位周知河川に指定した河川を記載している。(建設局) ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」で公開している。(建設局) ・来日外国人向けの情報や外出時での情報収集に課題がある。(建設局)
③水害危険性の 周知、ICTを活用 した洪水情報の 提供	知する河川について情報共有する。 ※水害危険性の周知 平常時における浸水想定の情報と 洪水時における河川水位等の情報 をあわせて「水害危険性」と称し、 またこれらの情報を区市町村に提	・ 後の具体	<ul> <li>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</li> <li>・非常時に作動するよう、引き続きスピーカー等の定期点検を行う。</li> </ul>	・各種媒体を活用した情報の確実な伝達について、更に検証・検討していく。 ・現有伝達手段以外の有効な方法として、電話による一 斉情報伝達システムの導入を予定している。	伝達について検討していく。	・気象庁ホームページ等で提供している 洪水警報の危険度分布や、防災情報提 供システムで提供している流域雨量指数 の予測値を利活用し、水害の危険性を事 前に確認し、防災関係機関や住民が適 時適切な防災対応をとるよう、周知広報 を行う。		・外国人対応や外出先での情報収集ができるよう「東京都水防災総合情報システム」の改修を検討していく。 (建設局)
	供するとともに、できる限り住民等 へも提供することを「水害危険性の 周知」と称することとされている。	3	公開している。	<ul><li>中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開した。</li><li>水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴し、中野区防災情報メールで河川情報を配信した。</li></ul>	知については、引き続き実施する。			・「東京都水防災総合情報システム」のホームページについて、スマートデバイス向けページや多言語化(4カ国語)対応ページを作成した。また、位置情報を活用し、利用者の現在地点周辺の水防災情報を自動で表示できる機能を追加した。(建設局)

項 目	辞事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」 東京都管理河川を対象とした取組内容 新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
	所を公表している。	・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されてい	・ハザードマップで自区の避難場所のみ公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されてい			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成 し、公表するなど自治体が作成するハザードマップの作 成を支援している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降
	状   あるため、住民の避難経路は定めていない。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の 浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所の				雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。 (建設局、下水道局) ・区が作成している水害ハザードマップ掲載ページへの リンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総 務局)
④隣接区市町村 等への避難体制 の共有	- 浸水予想区域図等を基に避難場 所、経路を検討する。 - 隣接区市町村の避難場所を共有 し連絡体制を構築していく。	マップを更新する予定である。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を	<ul><li>・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。</li><li>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。</li></ul>			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)
	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を引続き検討していく。 ・東京都が公表した神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図をもとに、現在の避難場所を確認し、新宿区洪水ハザードマップを作成した。	・想定最大規模降雨に係わる神田川流域浸水予想区域 図をもとに、避難場所を掲載したハザードマップを作成 した。				・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局)・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)・引続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)
	る施設(特に配慮者利用施設)の確認を行っている。 ・地域防災計画に定めれらた施設における避難確保計 画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認や未作成・	・平成29年度水防法改正を受け、避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。	することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されている			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・区に対して、技術的助言を行う必要がある。(建設局) ・区に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・区地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁) ・所管する私立学校及び区私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定(都市整備局)
⑤要配慮者利用 施設等における 避難計画等の作 成状況・訓練の実 施状況の確認						・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・区に対して、技術的助言を行っていく。(建設局) ・引続き、区に対して、情報提供を行い支援していく。 ・区と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁) ・区と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・必要に応じ、所管する私立学校及び区私立学校所管部局への更なる周知を行う。(生活文化局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る(都市整備局)
	木実施施設に対する避難確保計画作成・訓練実施の仮	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について通知した。	・現在、水防法の改正等を受け地域防災計画(風水害編)の修正を進めている。この中で、想定最大規模降雨による浸水予想区域内にある要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に示す予定である。・また、地域防災計画(風水害編)の修正後となる、31年度には、要配慮者利用施設に対し避難確保計画の作成などについて周知を行う。・該当する要配慮者利用施設に対して、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法については引き続き検討していく。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局)・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)・都所管・管理の施設の情報を各局から情報収集し、区へ提供した。(建設局)・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するように指導した。(教育庁)・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)・各地区において、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を行うとともに、浸水対策計画の時点更新を実施(都市整備局)

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 関東地方整備局 項目 新宿区 中野区 杉並区 東京都 東京都管理河川を対象とした取組内容 気象庁東京管区気象台 |・東海豪雨規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸 |水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水 ┃・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区 |域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ┣・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降 |雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を ①想定最大規模|・想定最大規模降雨に係る洪水浸| |作成し、公表していく。(建設局、下水道局) 降雨に係る洪水 水想定区域図及び浸水予想区域 取の 浸水想定区域図 図の作成状況(公表予定)を共有 組み 等の共有 する。 ┃・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、につい て、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び |浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。 (建設局、下水道局) │・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等 を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援 していく。(建設局、下水道局) |・東京都が公表している浸水想定区域図及び浸水予想 |・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザー |・東京都が公表している浸水予想区域図を基に、平成1 ┃・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村 │区域図(東海豪雨想定)を基に、洪水ハザードマップを │ドマップを作成し公表している。 7年9月4日の集中豪雨の降雨を加味したハザードマッ |が作成するハザードマップの作成を支援している。(建 設局、下水道局) ・従前に作成した洪水ハザードマップを、想定最大規模 プを作成し公表している。 |作成し公表している。 |・住民への周知方法について、現状の洪水ハザードマッ|降雨による洪水ハザードマップに更新していく必要があ |・ハザードマップには、過去の浸水個所(昭和56年以 ┃・自治体が作成するハザードマップ掲載ページへのリン プ(東海豪雨想定)を、区のHP上で公開し、庁内関係部 る。 |降)や避難所、水位警報機の位置などを掲載している。 |クを掲載している。(建設局) 署での窓口配布を実施している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の →・周知方法については、区ホームページをはじめ、出水 ・洪水ハザードマップ掲載項目 浸水予想区域図が公表されたため、従来のハザード |期前の広報紙掲載や「杉並区くらしの便利帳」(全戸配 浸水予想区域、浸水想定区域、避難所・避難施設、指「マップと合わせて配布するとともに、区ホームページに 布)への掲載など「水防の手引き」と併せ周知している。 •さらに住民へ効果的に周知する方法を検討する必要 課│定公共施設、災害学習情報など 題 │・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の |浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたた| ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の め、ハザードマップの更新について検討する必要があ 浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの 更新について検討する必要がある。 洪水浸水想定区域図及び浸水予 ┣・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の |域図及び浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップの │て、洪水ハザードマップの更新を予定している。 ②水害ハザード プの作成状況を共有する。 |雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成 | プの作成状況を共有する。 | 後 | 域図及び浸水想定区域図を | 水害ハザードマップを住民へ効果 | の | 更新について検討していく。 マップの作成、改一 ・更新したハザードマップは、河川が氾濫した場合の浸 浸水予想区域図が公表されたため、これを受けて、洪 |するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下 的に周知する方法を検討する。 良と周知 │ 🊊 |・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマッ | 水区域に指定されたエリアに全戸配布する予定である。 |水ハザードマップの更新を図っていく。なお、他の流域 |水道局) わかりやすい水害ハザードマップ | 体 | プの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、 また、区有施設等の窓口においても、配布予定である。 における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が未公 への改良について検討する。 │ 的 │わかりやすいハザードマップへの改良について検討す 表であることから、更新方法等については、引き続き検 討していく。 │ **取 │** 住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区 |・神田川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸 |・神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定 |・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、につい |域図及び浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップを更|水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。 |最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザー て、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域凶及び ドマップの改定作業を進めている。 ・河川が氾濫した場合の浸水区域の住民に周知するた |浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。 (建設局、下水道局) |・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマッ |め、ハザードマップを再度配布した。 ・31年度の出水期までには、改定したハザードマップの H プの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、 周知を図るため、浸水予想区域内への戸別配布及び町 |・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等 わかりやすいハザードマップになるよう検討した。また、 会等を通じた周知等に取り組む。 |を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援 0 平成30年7月豪雨を踏まえて、災害学習情報を充実させ していく。(建設局、下水道局) |・住民へ効果的に周知する方法を引続き検討し実施し ていく。 現・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていな・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていな・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかり ┃・国からの情報を区へ提供し、支援している。(建設局) やすい表示をしていく必要がある。 ★ ・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 ・引続き、国からの情報を区市町村へ提供し、支援して ・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 ・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 いく。(建設局) ③まるごとまちご | • 「まるごとまちごとハザードマップ」 | な とハザードマップ の取組状況と効果事例を共有す 取員 の促進 ・他区市町村の取組事例を参考に引続き検討していく。|・他区市町村の取組事例を参考に引続き検討していく。|・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き、取組の実| |・引続き、国からの情報を区市町村へ提供し、区の取組 |施について検討していく。 |を支援していく。(建設局) ・窓口で浸水実績を公表している。(平成元年~平成28・窓口で浸水実績を公表するとともに、ハザードマップを・ハザードマップに浸水実績を掲載し公表している。 ┃・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) 年まで) 配布している。 |・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建 ・浸水実績の内容にばらつきがある。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要があ より多くの住民へ周知する方法を検討する必要があ ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知す・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知す ・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する 今 過去の浸水実績の調査をしていく。 る方法を検討していく。 る方法を検討していく。 |方法を検討していく。(建設局) 、後|・実績内容の統一化をしていく。 、 への本順寺に関する情報を共有 |取じ | で心区巾町村の取組をし、住民等へ周知する方法につい |組体 | る方法を検討していく。 ス゚の│・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知す ④浸水実績等の 周知0 て検討する。 |・窓口で浸水実績を公表している。(平成元年~平成29|・窓口で浸水実績を公表している。(昭和60年7月~平 |・神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定 |・引続き、より多くの住民へ周知する方法を検討してい 成30年2月まで) 最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づいたハ 年まで) |く。(建設局) |ザードマップを作成する中にも、浸水実績を掲載する。 ・浸水実績の内容にばらつきがある。 より多くの住民へ周知する方法を検討する必要があ ・想定最大規模降雨による浸水予想区域図を基に改定 するハザードマップの普及啓発にあわせ、更なる周知を

東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区 ・水害を想定した避難訓練は実施していない。	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台 📗	関東地方整備局	東京都
		1 心宇尤相自1 4 啦#到线/全球/	心中ナ母亡  よぬ世訓はは古地  マいわい			でおりました。1111年111日 1111日 111日 111日 111日 111日 11日
	現 「小古で心たした世無訓献は天心していない。 伏 と 課 関	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	区市町村が行う避難訓練(防災訓練)に  は参加していない。 		・避難勧告等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・区が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)
	-   今・避難難訓練の実施の必要性について検討する必要が 後 ある。	  ・避難難訓練の実施の必要性について検討する必要が  ある。	  ・避難訓練の実施の必要性について検討する必要があ  る。			・引続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝 達訓練を実施していく。(建設局)
等や多様な関係機関が連携した避	・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時 は の避難について周知などを行っていく。 的 な	・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。			・引続き、区が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)
SERVITOR CIPCHII 7 00	・水害を想定した避難訓練は実施していない。 ・避難難訓練の実施の必要性について引続き検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時などの機会に、水 ・関係の啓発の必要性を検討する。	・地震を想定した避難所運営会議等において、住民に 水害時の避難について周知を行った。		10月14日 葛飾区総合防災訓練に参加 し、防災気象情報の周知を実施		・引続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引続き、区が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)
	学校保健体育科保健分野の授業の中で自然災害による傷害の防止等について学習するとともに、小学校では防災の視点を加えた地域安全マップ作りを、中学校では普通救命講習の受講や生徒が参加した防災訓練を	「東京防災」及び「防災ノート」等を活用した震災や風水 害等の自然災害に対しての安全指導を学校安全計画 に位置付けて実施するよう、各校に示している。 ・各校においては、学習指導要領に基づき、月1回の安 全指導や避難訓練、理科や総合的な学習等で自然災 害や災害時の対応についての学習を展開している。 ・台風や集中豪雨等の災害に際しては、教育委員会か	安全に関わる関係機関が作成した指導資料等の情報 提供を行っている。 ・台風や集中豪雨等による風水害の際の学校における 安全指導の徹底について、学校に周知している。 ・児童・生徒に災害発生時における危険についての知 識・理解、正しい備えと適切な行動等の実践力を身に付けさせるとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質	成し、防災教育に資するよう普及啓発に		<ul> <li>・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応ついて、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)</li> <li>・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局)</li> </ul>
・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討する。	· ' I	ネジメントの視点から各校における安全指導についての 見直し及び改善を計画的に行い、一層の防災教育の充 実を図る。(学校教育目標を踏まえた教科等横断的な	練の他、理科や学級活動、総合的な学習の時間等の学習関連させた取組の中で、地域・関係機関等の外部人材を活用した授業や体験的な活動を行うなど、防災教	· •		・新学習指導要領について、平成30年度末までに国の 支援により作成されることとなっている指導計画を各学 校に周知する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への 対応ついて、各学校へ支援を行っていく。(教育庁)
	・引き続き、防災教育に関する指導計画作成への支援 等を行っていく。 ・平成32(2019)年度に、安全教育推進校による公開授 業を実施する予定である。	・小学生の課外授業として、水害に関する防災教育を実施した。	した。	象災害から命を守ろう!!」を作成し、都		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)
速な避難に資する施設等の整備に関す	する事項					
東京都管理河川を対象とした取組内容		1 2 2 2	1	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
	■ 活動の際活用している。	ある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している。			・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。(建設局) ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。(建設局)
・国交省において開発を進めてい   る、低コストで導入が容易なクラウ   ド型・メンテナンスフリーの危機管   理型水位計の情報を共有する。   ・水位計(危機管理型を含む。)、河	後位計との性能、価格等比較検討する。の	・河川監視ライブカメラを1機、増設する予定である。	・水位計、河川監視用カメラ等の適切な運用保守を進める。			・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。(建設局) ・水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討する。(建設局)
川監視用カメラの配置について検 ― 討する。	活動の際活用している。 ・水位警報装置等が更新時期のため、更新工事を実施	「・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。」	め、保守点検及び耐用年数に応じた機器の更新を行っている。			・2019年度に水位計や河川監視用カメラの配置計画を 策定する予定である。(建設局) ・2019年度に柳瀬川、空堀川、奈良橋川に4箇所水位計 を設置する予定である。(建設局) ・引続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表に ついて検討していく。(建設局)
	等や多様な関係機関が連携した避難ができた。  ・防災教養を検討する。  ・防災教育の実施を拡大を検討するのをできた。 ・防災教育の実施を拡大を検討するのを関する。  ・国交の防災教育の取組に方する。  ・国交の防災教育の取組に方する。  ・国交の関係を対象とした取組内を対象とした。 ・国交ののを関するを表示のを関するのをできた。 ・国交ののを関するが、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、	(図市町村等による避難訓練の実施予定を共有し、住民 (報の) が地震を想定した過程所防災訓練時に、住民に水害時態状況や実施予定を共有し、住民 (報知) (報知) (報知) (報知) (報知) (報知) (報知) (報知)	・版本記念中変による避難削機の実施し、企業の で、地域を想定した避難所能の説別練問に、住民に水害時態が見を対象に使動している。	・高の作用が悪による経動制験の実施などであれました。  「他生きの単した正確用が反射が特に、などの  ・「他生きの単した正確用が反射が特に、人口  ・「他生きの単した正確用が反射が特に、人間  ・「他生きの単した正確用が反射が特による。  ・「他生きの単した正確用が反射が特による。  ・「他生きの単した。」  ・「他生きの単した正確用が反射が特による。  ・「他生きの単した正確用が反射が特による。  ・「他生きの単した正確用が反射が特による。  ・「他生きの単した正確用が反射が特による。  ・「他生きの単した正確用が反射が特による。  ・「他生きの単した。」  ・「他の生きの単した。」  ・「他が生きの単した。」  ・「他が生きの単した。」  ・「他が生きの単した。」  ・「他生きの単した。」  ・「他が生きの単した。」  ・「他生きの単した。」  ・「他が生きの単した。」  ・「他生きの単した。」  ・「他生きの単したるに、また。」  ・「他生きの単したるに、また。」  ・「他生きの単したるに、また。」  ・「他生きの単し	大学・技術の開発機能が連携した。	### 12-23 (1997年) 1997年   19

2)的確な水防活動のための取組 水防活動の効率化及び水防

_	_		-	_	-	-		
10	D	玅	瘞	化	. 及	7	『水防体制の強化に関する事』	Ē

	効率化及び水防体制の強化に関する - 東京都等四河川を対象は、4 取組内2			+ #3 등	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	<b>与各亡市</b>	明末小士敢供只	+ <b>-</b> ***
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状	を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備して	中野区 ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	杉並区 ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都  ・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)
①水防上注意を 要する箇所の確 認、水防資機材 の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえて、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検の実施について確認する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	後.	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防 上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・引続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)
				・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意 を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認を した。				・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共 同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施してい く。(建設局)
		現状と課題	- 関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局)・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局)・防災対策基本法に基づいて風水害訓練を多摩地域と連携して実施している。(総務局)・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)
②水防訓練の充 実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練となるよう検討する。	今後の具体的	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機 関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機 関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機 関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)
		H 3 0	した。	・平成30年5月に、野方消防署、消防団及び町会が参加する水防訓練を実施した。	業者や区民等の参加により訓練を実施した。 ・訓練では、消防ヘリによる監視や河川を利用した救助 訓練を実施した。	5月26日東京消防庁・北区合同総合水防 訓練に参加		・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・引続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)
			・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じてる広報等を 展開していく。(建設局、総務局) ・区に依頼し、区の広報紙に水防システムの概要を掲載 し、周知を図っている。(建設局)
③水防に関する	<ul><li>・各構成員の水防に関する広報(水 防活動を行う消防団員の募集、自</li></ul>	的な取組の具体	知していく。	・引続き、広報等を通じて、水防活動の実施について周知していく。	行う消防団員の募集などを図っていく。			・引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じてる広報等を展開していく。(建設局、総務局)
広報の充実	主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。		報にて住民に周知している。	・広報等を通じて、水防活動の実施について周知した。 ・区の実施するイベント等で、消防団のブースを設置するなど、入団促進の支援を行っている。	<ul> <li>・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。</li> <li>・防災訓練や成人式など区の実施するイベント等で、入団促進の案内を行っている。</li> <li>・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。</li> <li>・全国操法大会出場の機会を捉えて、ホームページ、広報の特集記事及びパンフレットで周知し、消防団の活動を紹介するとともに、募集に繋げた。</li> </ul>			・引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じてる広報等を展開していく。(建設局、総務局)
			・消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれて いない。	・現在のところ、消防団間の連携、協力体制に関する協 定は結ばれていない。	<ul><li>・消防機関において、現在のところ、消防団間の連携、協力体制に関する協定などは結ばれていない。</li><li>・必要に応じて署隊にて対応する。</li></ul>			連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模 降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。 (建設局、下水道局)
④水防活動を行う	・洪水氾濫に対してより広域的、効	的な取組	・消防団間の協力体制を継続していく。	・必要に応じて、消防団間の連携、協力体制について検討していく。	・消防機関において、署の管轄をまたぐ協力体制構築に 向け、検討を進めている。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模 降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。 (建設局、下水道局)
④水防活動を行う 消防団間での連携、協力に関する 検討	・洪水氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討		・消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。 ・消防団間の協力体制を引続き継続していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、消防機関において、署の管轄をまたぐ協力体制構築に向け、検討を進めている。 ・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署長の指揮の下に行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化している。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局)

区市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

		舎や災害拠点病院等の自衛水防の	_		·				
・ 大きな人が成立に発展されてある。	項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	容	新宿区	中野区	杉並区	<b>気象庁東京管区気象台</b>	関東地方整備局	東京都
の改善業員有限 ・選本予算を実施である。 ・選手を選手が発生を含まった。 ・選手を選手が表現のできません。 ・選手を選手が表現のできまない。 ・選手を選手が表現のできまない。 ・選手を選手が表現のできまない。 ・選手を選手が表現のできまない。 ・選手を選手が表現のできまない。 ・選手を選手が表現のできまない。 ・選手を選手が表現のできまない。 ・選手を選手が表現のできまない。 ・選手を選手を表現のできまない。 ・選手を表現のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表現のできない。 ・選手を表現のできない。 ・選手を表現のできない。 ・選手を表現のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表現のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表現のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表別のできない。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできながある。 ・選手を表別のできながある。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできながある。 ・選手を表別のできながある。 ・選手を表別のできないる。 ・選手を表別のできながある。 ・選手を表別のできながある。 ・選手を表別のできながある。 ・選手を表別のできながある。 ・選手を表別のできながあまる。 ・選手を表のできながある。 ・選手を表のできながある。 ・選手を表のできながある。 ・書を表を表のできないる。 ・書を表を表のできないまなまないる。			状と課	立地状況は確認済みである。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の 浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する	浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点	☆浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点			・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降 雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。
# はなが、ことのような言葉は高級的の最大を対している。	等の施設管理者への情報伝達の	は 点病院等の立地状況を確認する。 を管理者 ・施設管理者等に対する洪水時の 現伝達の 迅速かつ確実な情報伝達の方法に	後の具な	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の 浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたた	浸水予想区域図が公表されたため、浸水予想区域内に 災害拠点病院等は無いが、施設管理者等に対する情	浸水予想区域図や今後発表される他の流域における   想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ必要			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降 雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。 (建設局、下水道局)
深水深は最大でもの、5m(1階の床下来でつかる程度) ( ) (本方・地下駐車場等への浸水が高めに ) ( ) (本方・地下駐車場等への浸水が高めに ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			H 3	院は立地する。立地する災害拠点病院の浸水深はいずれも浅く、氾濫しても災害拠点病院の機能に影響を及ぼすおそれがないと思われるが、迅速かつ確実な情報伝	定めた。	る想定最大規模降雨の浸水予想区域図が発表された ことにより、災害拠点病院の立地状況等を確認したが、 該当はなかった。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援
***	②洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための	に想定される浸水被害を確認し、 適切に機能を確保するために必要	現状と課	深水浸は最大でも0.5m(1階の床下までつかる程度)と浅い・浸水等に関する対策(土のうの配備等)を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたた	め床をかさ上げしている。また、地下駐車場は、出入口にシャッターを設置し、地下駐車場への浸水対策を図っている。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があ	蓄により地下駐車場等への浸水に対応している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の 浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。			・自家発電機等の耐水化を検討している。(各局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能 の低下、停止することがないようにすることが課題であ
浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたた   影響を及ぼすおそれがない。	対策の充実	る。	、 後の 取	浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる	浸水予想区域図が公表されたため、区域内に区有庁舎	│浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があ    │			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局)
3)氾濫水の排水に関する取組			3	浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる	影響を及ぼすおそれがない。	想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表された が、浸水予想区域外であるため、止水板や土のう等の 備蓄により地下駐車場等への浸水に対応対策に留めて			・引続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)

3) 氾濫水の排水に関する取組 氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	<b>新宿区</b>	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
		・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。 現 状 と 課 題	1	・排水施設はないが、機材として排水ポンプ等の資機材 を配備している。			・建設事務所に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次 実施している。(下水道局)
	·浸水予想区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等を 共有する。	今 · 工事事務所以外に排水ポンプ等の資機材を配備する 後 必要性を検討していく。 の 組 体 的 な 取	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施して行く。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施して行く。			・引続き、ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(下水道局)
		<ul><li>・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。</li><li>H 3 0 </li></ul>	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施した。 た。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施した。 ・また、保守点検時を活用し、職員による操作確認を実施した。			・引続き、排水機場等について、必要に応じて運用方法 や設備機能について改善を検討していく。(建設局) ・引続き、ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基 づき順次実施していく。(下水道局)

その他の事項	ての他の採組	
	その他の事項	

項目東	東京都管理河川を対象とした取組内容	\$ <b>     新宿区</b>				関東地方整備局	│ 東京都 │
		現状と	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台		・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局)
①堤防など河川 管理施設の整備 (洪水氾濫を未然 に防ぐ対策)	「川整備計画に基づき順次整備 「 を実施する。	ラウンス 内後 以上 以上 は日本					・着実に河川整備を進めていく。(建設局)
		H 3 0					・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局)
		現 状と 課					・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局)     ・下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)
究会 ラップ いて ②樋門、樋管等 の施設の確実な・都領 運用体制の確保 門・樹	と都道府県が参加する技術研会等において情報提供されたファンパ等の無動力化の取組につて共有し、必要に応じて技術的助言を実施する。   特理の遠隔操作化している水極門の運用方法について情報を共有する。   管理の樋門・樋管等について、	具 体					・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機 関と共有する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報 提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共 有していく。(建設局)
	設の確実な運用体制を検討する。	組 H 3 0					<ul> <li>・引続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局)</li> <li>・引続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有していく。(下水道局)</li> </ul>
		現 状 と 課 題					
③水防災社会再 構築に係る地方 公共団体への財 政的支援	災、安全交付金を確保し、水防 意識社会再構築の取組を支援 する。	今後はの見具は					・防災、安全交付金について国へ要望し、水防災意識社会再構築の取組を支援していく。(建設局)
		H 3 0					・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引続き、区からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。 (建設局)
		・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 状と 課 題	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。		・毎年、東京都と共同で区市町村の防災 担当者を対象に、気象庁が発表する防 災気象情報の利活用を目的とした防災 気象講習会を実施している。		・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 (建設局)
④災害時及び災   向け   害復旧に対する	を実対応にあたる人材の育成に けて国が実施する研修、訓練へ 参画する。 後害復旧に関する研修、訓練等	今・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加して後いく。 版具 組体	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	しいく。	・自治体担当者に利用していただくことを 目的として、防災気象情報の入手とその 情報を活用した防災行動をシミュレートす るワークショッププログラムを作成する予 定。		・引続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)
	の情報を共有する。	***	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。		平成30年4月23日に東京都防災気象講 習会を開催		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演 をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内 容の充実に向けて、改善していく。(建設局)
		現 状 と 課 題		・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区に対してDISの利用方法等を支援している。(総務局)
⑤災害情報等の 共有体制の強化	IS(災害情報システム)にて災 だ おおり は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	今・DISにて災害情報や避難情報を共有していく。 後 なの 以具 組体	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISについて講習会等において支援していく。 (総務局)
		・H30年度に災害や避難情報を発令した事例はなかった。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員研修を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有した。 ・H30年度に避難情報を発令した事例はなかった。			・引続き、DISについて講習会等において支援していく。 (総務局)

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
		現状と課題				・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・平成29年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	
45条の4第1項に	氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	· 後				・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		H 3 0				・減災協議会や水防連絡 会等に出席し、講演を行 うなど、必要に応じて情 報提供等の技術的助言 を行った。	